

清須市(介護保険料令和3年度～令和5年度)		第8期計画	
基準額(月額)		5,939円	
所得段階	所得基準	乗率	年額
第1段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下生活保護及び老齢年金受給者	0.5 (0.3)	35,600円 (21,300円)
第2段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	0.7 (0.5)	49,800円 (35,600円)
第3段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超の方	0.75 (0.7)	53,400円 (49,800円)
第4段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.9	64,100円
第5段階	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	1.0 (基準額)	71,200円
第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	85,500円
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	92,600円
第8段階	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	106,900円
第9段階	前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満	1.7	121,100円
第10段階	前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満	1.8	128,200円
第11段階	前年の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	1.9	135,400円
第12段階	前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.0	142,500円

清須市(介護保険料令和6年度～令和8年度)		第9期計画	
基準額(月額)		円	
所得段階	所得基準	乗率	年額
第1段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下生活保護及び老齢年金受給者	0.445 (0.26)	(円)
第2段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	0.68 (0.47)	(円)
第3段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超の方	0.69 (0.68)	(円)
第4段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.9	円
第5段階	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	1.0 (基準額)	円
第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	円
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	円
第8段階	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	円
第9段階	前年の合計所得金額が320万円以上410万円未満	1.7	円
第10段階	前年の合計所得金額が410万円以上500万円未満	1.9	円
第11段階	前年の合計所得金額が500万円以上590万円未満の方	2.1	円
第12段階	前年の合計所得金額が590万円以上680万円未満の方	2.3	円
第13段階	前年の合計所得金額が680万円以上840万円未満の方	2.4	円
第14段階	前年の合計所得金額が840万円以上1,000万円未満の方	2.5	円
第15段階	前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.6	円

- 第9期介護保険事業計画中の介護保険料は、国の基準が13段階に多段階化される予定。また、割合については、現在、厚生労働省の社会保障審議会において、検討されており、厚生労働省の給付費を推計する「見える化」システム内において、示されている割合は上記のとおりとなっている。
- 現在、清須市は、第8期の国基準の9段階を12段階に多段階化している。→第9期は、国基準13段階を15段階に多段階化し、弾力的な保険料設定を行う。

第14段階と第15段階に多段階化することで、低所得者層の負担は軽減され、高所得者層の負担は増加する。

市民税非課税世帯

市市民税課税世帯

本人市民税課税